

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

財務監査（随時監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するもののうち、必要があると認めるときに行う監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：知事部局、教育庁及び警察本部の37機関

(2) 監査対象期間：令和5年5月1日～令和5年12月22日

4 監査の着眼点

今回の監査は、旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、並びに、財務事務の管理は適正に行われているかに意を用いて実施した。

特に、支出理由となった事実の確認に主眼を置き、次の確認調査を実施した。

時間外勤務手当：時間外勤務実績と庁舎等の施錠等記録との照合確認

会計年度任用職員等の給与：任用された本人への面談等による任用事実の確認

その他需用費：物品納入業者に対する取引状況の確認及び耐久性のある需用品の現物確認

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和5年11月1日～令和5年12月22日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
総務部	財産活用課	令和5年5月1日から 令和5年11月16日まで	令和5年11月16日
域企画・振興・部地	情報政策課	令和5年5月1日から 令和5年11月6日まで	令和5年11月6日
	国際局国際政策課	令和5年5月1日から 令和5年11月17日まで	令和5年11月17日
県人づくり・生活部	文化振興課	令和5年5月1日から 令和5年11月7日まで	令和5年11月7日
	男女共同参画推進課	令和5年5月1日から 令和5年11月9日まで	令和5年11月9日
	私学振興・青少年育成局 青少年育成課	令和5年5月1日から 令和5年11月14日まで	令和5年11月14日
介護保健部	生活衛生課	令和5年5月1日から 令和5年11月1日まで	令和5年11月1日
	薬務課	令和5年5月1日から 令和5年11月8日まで	令和5年11月8日
福祉労働部	保護・援護課	令和5年5月1日から 令和5年11月2日まで	令和5年11月2日
	労働局職業能力開発課	令和5年5月1日から 令和5年11月15日まで	令和5年11月15日

	監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日
環境部	循環型社会推進課	令和5年6月1日から 令和5年12月21日まで	令和5年12月21日
	自然環境課	令和5年5月1日から 令和5年11月2日まで	令和5年11月2日
商工部	新事業支援課	令和5年5月1日から 令和5年11月9日まで	令和5年11月9日
	新産業振興課	令和5年5月1日から 令和5年11月17日まで	令和5年11月17日
農林水産部	団体指導課	令和5年6月1日から 令和5年12月22日まで	令和5年12月22日
	経営技術支援課	令和5年5月1日から 令和5年11月16日まで	令和5年11月16日
	林業振興課	令和5年5月1日から 令和5年11月6日まで	令和5年11月6日
	農業大学校	令和5年6月1日から 令和5年12月12日まで	令和5年12月12日
	中央家畜保健衛生所	令和5年5月1日から 令和5年11月10日まで	令和5年11月10日
	水産海洋技術センター 内水面研究所	令和5年6月1日から 令和5年12月13日まで	令和5年12月13日
県土整備部	用地課	令和5年5月1日から 令和5年11月21日まで	令和5年11月21日
	砂防課	令和5年5月1日から 令和5年11月1日まで	令和5年11月1日
	朝倉県土整備事務所	令和5年5月1日から 令和5年11月30日まで	令和5年11月30日
	北九州県土整備事務所	令和5年6月1日から 令和5年12月19日まで	令和5年12月19日
	苅田港務所	令和5年5月1日から 令和5年11月29日まで	令和5年11月29日
建築都市部	建築都市総務課	令和5年5月1日から 令和5年11月8日まで	令和5年11月8日
	都市計画課	令和5年6月1日から 令和5年12月22日まで	令和5年12月22日
	下水道課	令和5年5月1日から 令和5年11月10日まで	令和5年11月10日
教育庁	施設課	令和5年5月1日から 令和5年11月20日まで	令和5年11月20日
	社会教育課	令和5年5月1日から 令和5年11月14日まで	令和5年11月14日
警察本部	会計課	令和5年6月1日から 令和5年12月8日まで	令和5年12月5日 令和5年12月6日 令和5年12月8日
	監察官室	令和5年6月1日から 令和5年12月5日まで	令和5年12月5日
	少年課	令和5年6月1日から 令和5年12月5日まで	令和5年12月5日
	通信指令課	令和5年6月1日から 令和5年12月6日まで	令和5年12月6日

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
警察本部	薬物銃器対策課	令和5年6月1日から 令和5年12月6日まで	令和5年12月6日
	交通指導課	令和5年6月1日から 令和5年12月8日まで	令和5年12月8日
	公安第一課	令和5年6月1日から 令和5年12月8日まで	令和5年12月8日

(2) 主な監査項目

- ア 時間外勤務手当
- イ 会計年度任用職員等の給与
- ウ 旅費
- エ 交際費
- オ 食糧費
- カ その他需用費
- キ タクシー借上料
- ク 会場借上料
- ケ 備品購入費
- コ 財務事務の管理

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説明
企画・地域振興部 国際局国際政策課	支出	1	<p>緊急用前渡資金について、以下の事務が適正でなかった。</p> <p>① やむを得ず口頭で課長の事前承認を受ける場合の手続について、緊急用前渡資金交付票に「事前承認済」の記載漏れや、交付年月日の記載誤りがあった。</p> <p>② 緊急用前渡資金を交付するときは、前渡資金差引簿の受領欄へ交付した職員に押印又は署名させるべきところ、これが漏れていた。</p> <p>③ 緊急用前渡資金の精算について、添付している領収書等に宛名がないものがあった。</p> <p>④ 緊急用前渡資金の精算について、精算日より後の日付の領収書が添付されていた。</p> <p>⑤ 緊急用前渡資金の精算について、緊急用前渡資金交付票下段の精算票に記載した精算日と前渡資金差引簿が一致していなかった。</p> <p>⑥ 前渡資金差引簿を月ごとに締め切り、支出命令者から精算残額の繰越承認を受けるべきところ、これを行っておらず、適正な管理がなされていなかった。</p> <p>⑦ 本庁においては、各月に資金の交付があった場合は会計課への精算回付を行うべきところ、これを行っていなかった。</p>
計			1件

- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
該当なし